

## 大野地域における生活圏域の見直しについて（案）

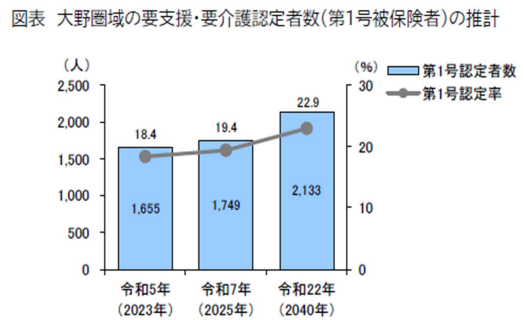
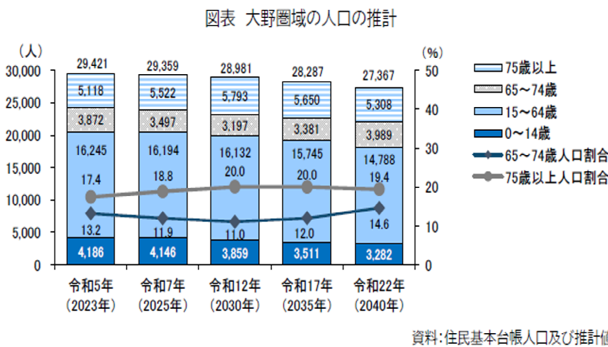
### 1 要旨

大野地域内の今後の高齢者数の増を見込み、生活圏域を2つに分ける。  
 （大野圏域の令和7年9月30日現在の高齢者人口は9,515人）

### 2 生活圏域【事業実施地域】（案）（別紙「大野自治区分図（1～11）東西」のとおり）※自治会単位として1～11区に区分されている。

- (1) おおの東部（仮称）：大野東中学校区（大野1区から大野4区まで）
- (2) おおの西部（仮称）：大野中学校区（大野5区から大野11区（ただし、11区には、12区～16区の地域も含める）まで）

### 3 大野地域の人口推計・要介護認定推計



### 4 包括支援センターおおの【直営】の体制

大野圏域を東部と西部の2つに分け、地域担当制とする

#### 【職員体制】

所長補佐1名、保健師2名（内1名は所長補佐と兼務）、主任介護支援専門員1名、社会福祉士2名、介護予防支援員8名、認知症地域支援推進員1名、事務職員1名

### 5 利点

- ア 地域関係者（民生委員、自治会、事業所等）との連携が深化し、相談の掘り起こしや早期発見につながる。
- イ 地域特性に合わせた高齢者支援や担当圏域の縮小による活動の効率化が見込まれる。